

# 公益財団法人 日本ライフセービング協会

## 日本代表及びハイパフォーマンスチームのスタッフに関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の日本代表およびハイパフォーマンスチームのスタッフに関する役割、選任基準、任期等を定めることで、ライフセービングスポーツの公正な発展と普及を目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 日本代表

「日本代表選手及び強化指定選手に関する規程」に基づき選考された日本代表選手で構成されるチームであり、オープン、ユース、IRBの各カテゴリーを含む。

(2) ハイパフォーマンスチーム（HPT）

「日本代表選手及び強化指定選手に関する規程」に基づき選考された強化指定選手で構成されるチーム。

(3) 日本代表スタッフ

本規程に基づき選任される以下の役職を指す。

- ① 日本代表監督
- ② ヘッドコーチ
- ③ コーチ
- ④ トレーナー
- ⑤ 専門スタッフ
- ⑥ サポートスタッフ
- ⑦ チームマネージャー

(4) HPT スタッフ

本規程に基づき選任される以下の役職を指す。

- ① 日本代表監督
- ② コーチ
- ③ トレーナー
- ④ 専門スタッフ
- ⑤ サポートスタッフ

### (選任の基準)

第3条 HPTスタッフのうち、コーチ、トレーナー、専門スタッフ、サポートスタッフは、以下の基準をすべて満たす者の中から、スポーツ育成委員長が選任し、担当理事の承認を得た上で理事長が委嘱する。

(1) コーチ

- ① 本協会指導員資格を有する、または同等の知識・技術・経験を持つこと。
- ② ライフセービングスポーツの発展に貢献していること。
- ③ 所属クラブでライフセービングスポーツの指導に携わっていること。

(2) トレーナー

- ① 日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する、または理学療法士、柔道整復師、鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師等の国家資格を取得し実務経験があること。

- ② ライフセービングスポーツの発展に貢献する意志があること。
- (3) 専門スタッフ
  - ① 日本代表およびHPTの強化に必要な専門的知識や技術を有すること。
  - ② ライフセービングスポーツの発展に貢献する意志があること。
- (4) サポートスタッフ
  - ① 事務作業能力を有すること。
  - ② ビジネスレベルの英会話能力を有することを望む。
  - ③ ライフセービングスポーツの発展に貢献する意志があること。
- 2 日本代表監督は、以下の基準をすべて満たす者の中から、担当理事、スポーツ副本部長及びスポーツ育成委員長が選任し、理事会の承認を得た上で理事長が委嘱する。
  - (1) 本協会指導員資格を有すること
  - (2) HPT コーチ経験があること
- 3 専門性の高い知識・技術・経験を有し、理事会が特別に認めた場合は、日本代表監督として、担当理事、スポーツ副本部長およびスポーツ育成委員長が選任し、理事会の承認を得た上で理事長が委嘱することができる。
- 4 ヘッドコーチは、日本代表監督代理として HPT コーチの中から選任することができる。この場合、スポーツ育成委員長および日本代表監督が選任し、担当理事が承認する。
- 5 チームマネージャーは、日本代表チームの責任統括を担う立場であり、日本代表監督およびスポーツ育成委員長が選任し、担当理事が承認する。
- 6 日本代表スタッフは、HPT スタッフの中から日本代表監督が選任し、担当理事とスポーツ育成委員長の承認を得た上で理事長が委嘱する。また、必要に応じて HPT スタッフ以外から役職を追加する場合、日本代表監督とスポーツ育成委員長が協議し、担当理事が承認する。

(職務及び所管事項)

第4条 日本代表監督

- (1) ハイパフォーマンスプログラムの作成および目標設定
- (2) 日本代表およびHPTの指導・強化に関する業務の統括
- (3) 日本代表選手および強化指定選手への教育的指導
- (4) 日本代表選手および日本代表スタッフの選考
- (5) 国内外の遠征・合宿の準備および関係機関との調整
- (6) 加盟団体やスポンサーへの報告
- (7) ライフセービングスポーツの発展に関する事業への参加
- (8) 選考結果に対する説明要求への対応
- 2 日本代表スタッフ  
日本代表監督の業務執行を補佐する。
- 3 コーチは
  - (1) 日本代表監督と連携し、指導・強化業務を遂行する
  - (2) 日本代表選手の選考に関する助言
  - (3) 国内外の遠征や合宿の準備
  - (4) ライフセービングスポーツの発展に関する事業への参加
- 4 トレーナー
  - (1) 選手のコンディショニング管理および指導
  - (2) 国内外の遠征や合宿の準備
  - (3) ライフセービングスポーツの発展に関する事業への参加
- 5 専門スタッフ  
日本代表およびHPTに対する専門的知識の指導

- 6 サポートスタッフ
- (1) 遠征・合宿の準備補佐
  - (2) 通訳業務
  - (3) 加盟団体やスポンサーへの報告補佐

(任 期)

- 第5条 日本代表監督の任期は、委嘱の日から委嘱日からハイパフォーマンスプログラムで定められた HPT スタッフの活動期間（最長2年）とする。
- 2 日本代表スタッフの任期は、各大会の派遣通知書で定めた期間とする。
  - 3 HPT スタッフの任期は、委嘱日からハイパフォーマンスプログラムで定められた活動期間（最長2年）とする。

(解 任)

- 第6条 理事会の決議により、次のいずれかの事由が発生した場合、解任できる。
- (1) 職務上の義務違反や重大な職務怠慢があった場合。
  - (2) 健康上の理由により職務遂行が困難な場合。
- 2 日本代表監督は、目標未達成の場合、理事会の決議により解任されることがある。
  - 3 HPT スタッフは、担当理事の決議により解任されることがある。

(日本代表監督の権限)

- 第7条 日本代表監督は、次の権限を有する。
- (1) 理事会に出席し、所管事項について報告および意見陳述を行う。
  - (2) 緊急を要する事項について、スポーツ育成委員会の審議を待たずに判断することができる。
- 2 日本代表監督は、前項第2号の決定を行った場合には、スポーツ育成委員長に遅滞なく報告しなければならない。

(その他)

- 第8条 本規程に定めない事項は、スポーツ育成委員長および担当理事が協議し、解決を図る。

(改 廃)

- 第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 本規定は、2020年3月14日より施行する。  
改正（第2号）は2024年5月31日から施行する。  
改正（第3号）は2025年3月14日から施行する。